

仕 様 書

この仕様書は、「大阪府西大阪治水事務所 金属スクラップ（H形鋼等）売払い業務（単価契約）」の業務の実施に関して、業務内容を示すものであるが、管理上本府が必要と認めたときは、本書に記載のない事項であっても、これに附随して必要と認められる軽微な部分は、契約単価の範囲内で実施すること。

1 業務名称

大阪府西大阪治水事務所 金属スクラップ（H形鋼等）売払い業務（単価契約）

2 業務目的

当該業務は、買受人（以下「受注者」という。）が、売払人である 大阪府（以下「発注者」という。）から買い受けたスクラップ（H形鋼等）を、受注者の責任において関係法令等を遵守のうえ、再生資源化できる流通経路を確保し、日本国内においてリサイクルに努めることを目的とする。

3 履行期間等

契約締結日から令和6年3月20日までの間

4 履行場所

大阪市 此花区 西九条二丁目14 安治川右岸仮置き場

大阪市 此花区 西九条一丁目2 安治川水防倉庫

※別紙 集積箇所図面 参照

5 再生資源化の流通経路の提出

受注者は、業務履行開始日までに、日本国内において、再生資源化の流通経路を確保し、発注者に対してその流通経路を書面にて、提出しなければならない。

6 スクラップ排出量（概算数量）

| 規格 | 重量 (t) | 備考 |
|----------|--------|----------------------|
| 鉄 ヘビー H1 | 15.8 | L=12m~13mのH形鋼 11本を含む |
| 鉄 ヘビー H2 | 0.2 | |
| アルミニウム | 0.6 | |
| ステンレス | 4.8 | |

※ 別紙 集積物写真 参照

※ 上記は、あくまで概算数量であり、排出量を保証するものではない。実際の排出量が予定排出量に満たない場合や超えた場合であっても、発注者は一切の責めを負わないものとする。

※ 搬出後、計量をお願いします。

7 集荷日等

受注者は、集荷日を発注者と協議して決定しなければならない。

受注者は、集荷日を作業の前日までに「作業届」により、発注者へ届出しなければならない。【メール、郵送又はFAX】

受注者は、再生資源物の集荷を行ったときは、その都度、「再生資源物集荷状況報告書（日報）」（別紙 1）により、発注者へ報告しなければならない。【メール、郵送又はFAX】

8 再生資源物の計量

受注者は、発注者の保管施設から集荷した再生資源物を、その集荷した当日に、各品目ごとに、計量法に基づく計量証明事業者において適正に計量し、計量証明書の交付を受けなければならない。

なお、受注者は、各品目ごとに計量結果が記載された適正な計量証明書を、発注者に対して、速やかに交付するものとする。

9 所有権の移転

物品の所有権は、受注者が集荷を終了し、「再生資源物集荷状況報告書（日報）」により、発注者へ報告したときをもって受注者に移転するものとする。

10 月次業務報告

受注者は、当月の集荷状況等を取りまとめ、重量及びその処理（売却）先を記載した「再生資源物集荷明細書（月報）」を作成し、速やかに発注者へ報告しなければならない。

11 売払代金の納付等

発注者は、「再生資源物集荷明細書」を受理したときは、計量証明書の内容を確認したうえ、受注者に対して、契約単価に当月分の実績数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税を加算した額（以下「売払代金」という。）を記載した納入通知書を送付しなければならない。この場合において、売払代金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

また、受注者は、納入通知書を受理したときは、納入期限日までに売払代金を納付しなければならない。

12 損害賠償等

受注者は、再生資源物集荷業務の処理に当たり、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

なお、その損害のうち、発注者に過失が認められる場合は、発注者受注者共同してその損害を賠償するものとする。

また、この業務の処理に当たり、損害を与えた場合や事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

13 疑義等の決定

この仕様に定めのない事項については、発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。

14 受注者の責務

受注者は当該作業にあたり、発注者の業務に支障を及ぼさないこと。

受注者は、自己の作業員に対し、服装、言語及び態度等に十分留意すること。

受注者は、自己の作業員の行為について自ら行ったと同一の責任を負い、その責任を免れることはできない。

受注者は、作業従事者を指導監督し、常に作業の安全に留意し、事故災害の防止に努めること。

収集運搬車両は、本庁舎敷地内及び周辺道路を通行する際、車両や歩行者などに細心の注意を払い、事故の防止に努めること。

収集運搬車両は、集荷の際、他の車両の通行を妨げることのないような場所に駐車すること。

15 その他

基本的に、発注者において各品目の分別を行っているが、混合している場合でも、受注者は残置せずに収集を行うものとし、契約単価はそれを考慮していることとする。

集積場所は、年度中に変更になる可能性があるが、その場合でも、受注者は収集を行うものとする。